

「盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に  
関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」について

1 制定の目的

当市では、まちに活力を与える工業振興と安定した雇用の創出のため、企業誘致や新工業団地の整備計画の策定、各種助成等を行っているほか、「企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律」、通称「企業立地促進法」の規定に基づき、岩手県、盛岡広域 8 市町村及び産業支援機関等により組織する「盛岡広域地域産業活性化協議会」を平成 19 年 8 月に設置し、同年 10 月に策定した産業活性化の基本計画に基づいて、人材育成等に取り組んでいるところであるが、製造業等の事業活動に対しては、更なる総合的な支援が求められている。

企業立地促進法の第 10 条には、工場敷地内の緑地及び環境施設の面積割合について、市が条例を定めてその割合を緩和することができる工場立地法の特例が規定されていることから、この緩和措置を行うことにより、工場等の新規立地や設備投資を促進し、産業の振興につなげようとするものである。

2 制定の背景

1) 市内製造業等の課題について

リーマンショック以降の国内経済情勢は依然として厳しく、製造業系企業は現地生産への転換によるコスト圧縮を推進しており、国内生産を継続する企業においてはより一層の効率化が求められている。その結果、国内工場の集約化や省力化が進み、地方では工場撤退や規模縮小が問題となっている。当市においても、アルプス電気や新化食品、日本たばこ産業などの撤退が相次いでおり、立地企業の継続的な支援が重要な課題となっている。

立地企業の事業活動継続のためには、恒常的な支援が必要であり、新規工場用地が少ない当市にとっては、効率的な土地活用は企業にとっても産業振興にとっても喫緊の課題である。

2) 工場立地法について……………参考資料 1

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場を新設又は増設しようとする場合の届出等について規定しており、対象となる工場には緑地や環境施設の確保が求められる。

3) 企業立地促進法について……………参考資料 2

企業立地促進法では、産業集積による地域経済の活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組みを支援するための措置として、工場立地法の特例や課税の特例などについて規定している。

3 条例案について……………**参考資料3**

工場等の新規立地や設備投資を促進するため、「盛岡広域産業活性化基本計画」に定める「工場立地法の特例措置を実施しようとする区域」について、緑地面積及び環境施設面積の確保割合を緩和する。

1) 区分ごとの割合

緩和の割合は、産業集積を促進する企業立地促進法の趣旨に沿って、また、当市の産業振興推進のため、国が区域の区分ごとに示す基準の下限を適用する。

区分ごとの緑地面積及び環境施設面積の確保割合			
	区域	工場敷地面積に対する 緑地面積の割合	工場敷地面積に対する 環境施設面積の割合
現行規制値	市全域	20%	25%
条例案による規制値	甲種	15%	20%
	乙種	10%	15%

2) 対象地区の区分方法

対象地区の区分は、国が示す基準に従い、都市計画法に定める用途地域が準工業地域である地区は甲種とし、工業地域である地区は乙種とする。ただし、人口集積区域にある地区については、周辺地域の住環境を考慮して甲種区域とする。

なお、用途地域の定めのない地区については、開発許可申請における予定建築物に工場を含むため、工業地域に相当するものとして乙種に含める。

対象地区の区分			
区分	面積確保割合 (緑地／環境施設)	対象地区	区分の理由
甲種	15%／20%	盛南産業等用地	準工業地域内
		青山地区工業用地	準工業地域内
		みたけ地区工業用地	工業地域内であるが人口集積区域に存する
乙種	10%／15%	盛岡工業団地	工業地域内
		芋田地区工業用地	工業地域内
		上武道地区工業用地	工業地域内
		芋田向地区工業用地	工業地域内
		生出地区工業用地	開発許可の予定建築物に工場を含む
		四十四田工業団地	開発許可の予定建築物に工場を含む

4 規制緩和による周辺環境への影響

工場立地法では、環境施設の配置が周辺生活環境の保持に寄与するよう、環境施設は工場敷地面積の15%以上を敷地内外周部に配置するよう規定しています。この規定は条例案による規制緩和後も継続して適用されることから、規制緩和による周辺環境への影響は少ないものと考えています。

## 5 制定のスケジュール

平成23年2月7日	政策形成推進会議
2月14日	庁議
2月18日	全員協議会
3月中旬～	パブリックコメントによる意見募集
4月下旬	パブリックコメントに対する市の考え方の公表
5月上旬	諸規定審査委員会
5月中旬	全員協議会
6月	6月議会定例会に提案
7月1日	条例施行

## ●工場立地法について

### 1 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地に関する調査の実施や、一定規模以上の工場設置に係る届出義務等について規定しています。

### 2 届出の項目

工場が新設又は増設を行う際には、次の項目について市長に届出ることとなっており、届出の内容が法の規定に適合しない場合には、勧告を受けることとなります。

届出の項目	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名又は名称及び住所</li> <li>・工場における製品</li> <li>・工場の設置場所</li> <li>・工場の敷地面積及び建築面積</li> <li>・工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積及び配置</li> <li>・工場における公害防止の計画</li> <li>・工場の新設及び増設のための工事開始予定日</li> </ul>	

### 3 届出の対象工場

届出の対象工場	
業種	製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業
規模	敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積の合計3,000㎡以上

### 4 規制の内容

規制の内容	
生産施設面積の上限※ <sup>1</sup>	工場敷地面積の30～65%以下であること（業種別に規定）
緑地面積の下限※ <sup>2</sup>	工場敷地面積の20%以上であること
環境施設面積の下限※ <sup>3</sup>	工場敷地面積の25%以上であること ※ <sup>4</sup>
環境施設の配置	敷地内外周部に工場敷地面積の15%以上を配置すること

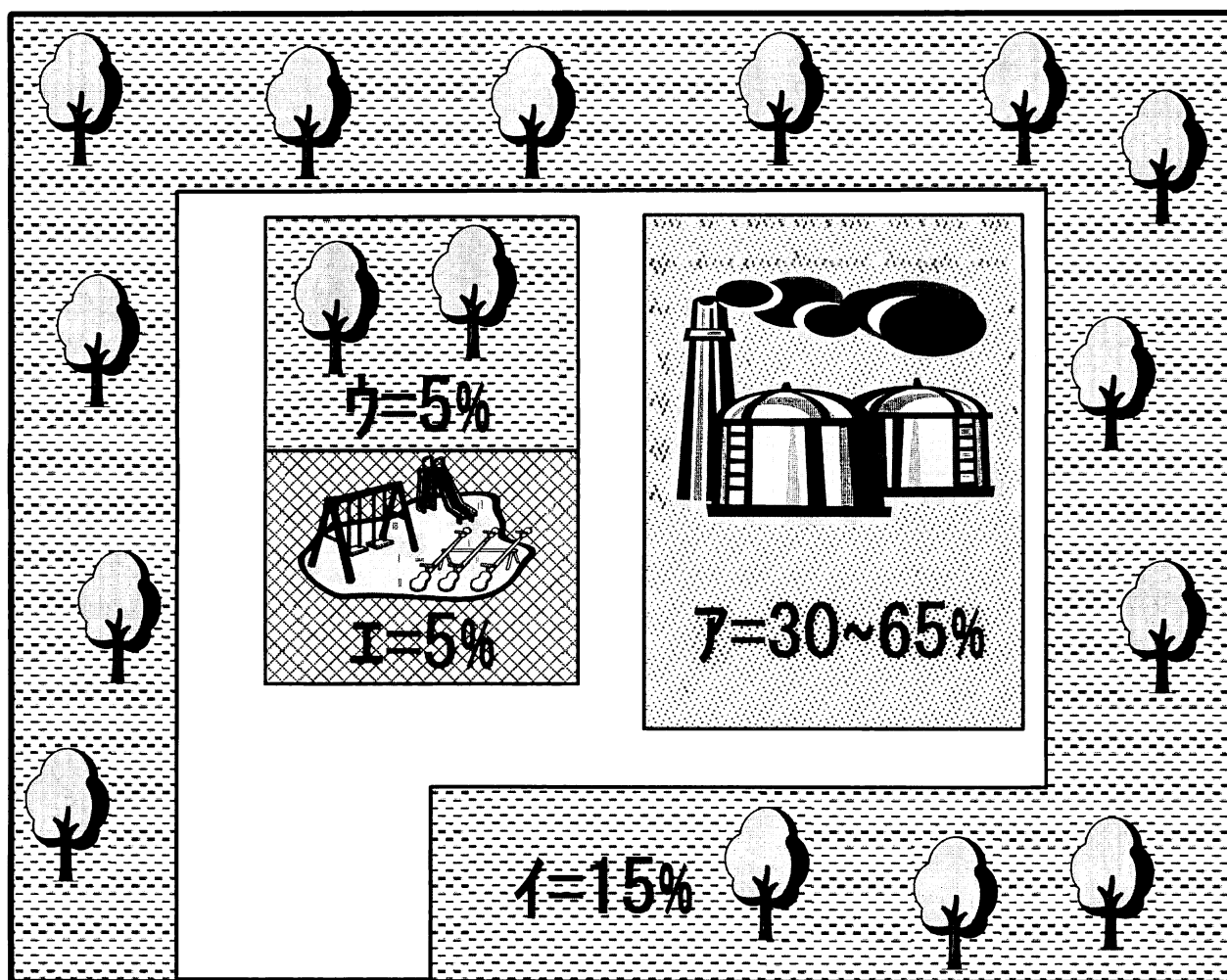
※1 生産施設とは、製造工程を形成する機械等が設置される建築物や、製造工程を形成する機械等で屋外に設置されるものをいいます。

※2 緑地とは、10㎡を超える土地又は屋上緑化施設等で、高木や低木、地被植物が規定量以上あるものをいいます。

※3 環境施設とは、工場周辺地域の生活環境保持に寄与するよう管理がなされた施設で、噴水等の修景施設、運動場、広場、教養文化施設、雨水浸透施設等をいいます。

※4 環境施設面積には、緑地面積を算入して良いこととなっています。

5 工場立地法における工場敷地利用のイメージ図



凡 例	
	生産施設
	緑 地
	環境施設

規制項目	規制値	上記イメージ図の工場敷地利用状況
生産施設	工場敷地面積の30~65%以下	ア = 30~65%
緑地	工場敷地面積の20%以上	イ+ウ = 15%+5% = 20%
環境施設	工場敷地面積の25%以上	イ+ウ+エ = 15%+5%+5% = 25%
環境施設の配置	工場敷地面積の15%以上	イ = 15%

## ●企業立地促進法について

### 1 企業立地促進法の概要

企業立地促進法では、産業集積による地域経済の活性化を図るため、地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組みを支援する措置について規定しています。法に基づく支援措置を適用するためには、2以上の市町村及び都道府県と共同で地域産業活性化協議会を組織し、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画を作成し、国の同意を得ることとなっています。

### 2 企業立地促進法による主な支援措置

企業立地促進法による主な支援措置	
立地企業への設備投資減税	特別償却の適用（機械等 15%、建物等 8%）
工場立地法の特例	緑地面積規制権限の市町村への委譲及び規制緩和
立地企業の資金調達に関する支援	中小企業信用保険法や小規模企業者等設備導入資金助成法等に関する優遇措置

### 3 地域産業活性化協議会

盛岡広域地域では、地域の特性を活かした産業集積のための活動を計画的に取り組むため、岩手県、盛岡広域 8 市町村及び産業支援機関等により「盛岡広域地域産業活性化協議会」を平成 19 年 8 月に組織し、同年 10 月に国の同意を得た「盛岡広域地域産業活性化基本計画」に基づいて、各機関が連携した取組みを推進しています。

「盛岡広域地域産業活性化基本計画」の概要	
計画期間	平成 19 年 10 月 5 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
集積業種付加価値額目標	1,110 億円（H19 年 10 月）から 1,275 億円へ
集積促進業種	組み込みソフトウェア関連産業、IT・システム産業、食料品製造業
重点区域	盛岡広域 8 市町村域から、計画期間内に新規立地等を重点的に促進する区域として 38 箇所を選定した。 （盛岡市内の重点区域 9 箇所） 盛岡南新都市産業等用地、盛岡工業団地、芋田地区工業地域、生出地区工業用地、四十四田工業団地、青山地区工業用地、みたけ地区工業用地、上武道地区工業用地、芋田向地区工業用地
工場立地法の特例適用区域	重点区域への立地促進のため、工場用地の効率的活用を図れるよう、盛岡市内の重点区域全てを工場立地法の特例適用区域とすることとし、平成 22 年 9 月 29 日に国の同意を得た。
取組内容	産業用共用施設の整備、人材の育成及び確保、技術支援、広域連携のネットワーク構築及び人材養成

#### 4 工場立地法の特例

企業立地促進法では、地域産業活性化基本計画に重点区域として指定した区域については、工場立地法における緑地及び環境施設の確保割合を、区域ごとに国が示した範囲内で市町村が定めることができる特例を定めています。

工場立地法の特例			
	区域	工場敷地面積に対する 緑地面積の割合	工場敷地面積に対する 環境施設面積の割合
工場立地法による現行 規制値	市全域	20%	25%
特例により市町村が定 めることのできる値の 範囲	甲種 (準工業地域相当)	15%~20%	20%~25%
	乙種 (工業地域、工業専 用地域相当)	10%~20%	15%~25%

